平成２５年（フ）第９０９６号
東京都江戸川区西小岩３丁目４－５－102
債務者　川上　重夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９７号
東京都台東区鳥越１丁目30―10―402
債務者　寺田　紀貴
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９８号
東京都葛飾区立石６丁目８―11―105
債務者　木原　和子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９９号
東京都中央区八丁堀２丁目29―16―601
債務者　吉田　祥子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０２号
東京都青梅市新町７丁目51－３　原島コーポA201
債務者　野口　　修
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０４号
東京都稲城市平尾１―60―10―206、住民票上の住所東京都稲城市平尾１丁目16―５　伊勢川コーポＢ―101
債務者　宇山　　聡
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４５９号
東京都足立区大谷田４丁目７－６―202
債務者　三塚　康弘
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９８９号
東京都足立区保木間１丁目２－７―811
債務者　齋藤みゆき
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６号
長野県小諸市大字平原1893番地１
債務者　土屋　俊輔
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３７７号
静岡市清水区西久保114番地の２
債務者　細川　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２０号
静岡市清水区南岡町１番３号　スルガハイツ８号302
債務者　宮本　武蔵
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２１号
静岡県榛原郡吉田町川尻593番地の５　グランデⅡ406
債務者　浦田　浩司
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４９８号
東京都豊島区西池袋５丁目27―３―303
債務者　吉田　由希
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３６号
静岡県島田市稲荷３丁目２番49号　ホープM203号室
債務者　山田　和晃
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
島根県浜田市浅井町845番地16
債務者　吉田奈緒美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第３６９７号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番20号　ラフィナート302号
債務者　栗本　博史
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部